

創業したい  
皆さんへ

## 市内で創業にチャレンジする人に 補助金を交付します

市内で新たに創業する人に、創業時に必要となる費用を対象に補助金を交付します。

さらに、渋川駅を中心とした「都市機能誘導区域」内で創業する人は、補助金額を最大で10万円加算します。

**対象者** 次のいずれかに該当する人

▷今までに事業を営んだことがなく、令和8年度内に新たに事業を開始する

▷既に市内で創業済みで、申請時に創業日から6か月以内の法人または個人事業主

※特定創業支援等事業として指定するセミナー等を受けているなど、他にも条件があります

**補助対象経費** 事業所を新設または改修する経費、大型備品の購入費、広告宣伝費など

※申請時に未着手のもの

**補助金額** 補助対象経費の2分の1の額(限度額50万円)

**その他** 詳細は、市ホームページ(ID=8205)へ



# 事業者の皆さん 市の支援制度を 活用しませんか

問合せ先 ■企業誘致推進室(☎22111)

## ぐんま技術革新 チャレンジ補助金

新技術・新製品を開発する中小企業者を支援します。

**対象経費** 原材料費、機械装置・工具器具費、委託費、システム開発費、クラウドサービス利用費、知財出願費

**補助金額** 対象経費の2分の1の額(小規模事業者は5分の4)

**補助限度額** 80万円

**申請期限** 5月15日(金)

**その他** 詳細は、市ホームページ(ID=8215)へ

**問合せ先** 企業誘致推進室  
または県地域企業支援課  
(☎027-226-3352)



## 計画の認定を受け生産性の 向上を図る中小企業者を支援

「先端設備等導入計画」を作成し、市の認定を受けることで、税制支援などを受けることができます。

**支援内容** ①賃上げ表明した上で、事前に認定を受けた計画に基づき取得した設備は、固定資産の課税標準が、賃上げの程度に応じて軽減されます

▷1.5%以上の賃上げ=2分の1に軽減(3年間)

▷3%以上の賃上げ=4分の1に軽減(5年間)

②融資を受ける際、信用保証協会による信用保証のうち、普通保険などとは別枠で追加保証が受けられます

※融資・保証の審査は別途必要です

**その他** 詳細は、市ホームページ(ID=5671)へ



## 工場などを新設・増設する事業者に奨励金を交付します

**対象施設** ▷製造業に使用する施設

▷道路貨物運送業、倉庫業、梱包業または卸売業に使用する施設

▷情報通信技術利用事業または情報処理サービス業に使用する施設

▷試験研究施設

**指定基準** 奨励金の交付を受けるには、対象施設が市から指定を受ける必要があります。指定基準は、次のとおり

①投下固定資産額が5,000万円以上あること

②市税に滞納がないこと

※その他基準あり

**奨励金の内容** ▷工場等設置奨励金=工場などの新設・増設により課税される固定資産税相当額を交付(新設=年500万円を限度に5年間、増設=年300万円を限度に3年間)

▷雇用促進奨励金=工場などの新設・増設に伴い、新規雇用した本市在住従業者の人数に10万円を乗じた額を交付(上限500万円)

▷用地取得奨励金=用地取得費の100分の10の額を交付(上限1億円)

**その他** 詳細は、市ホームページ(ID=1880)へ



## 渋川市企業ガイドに情報を 掲載しませんか

「渋川市企業ガイド」は、市内の企業や事業所の情報を掲載している市ホームページのコンテンツです。

市から企業情報を発信することで、市内企業の魅力PR、新規取引先および製品・サービス開発等の相手先の開拓や雇用促進などを支援します。

**掲載要件** ①市内の事業所であること

②市の産業振興および雇用促進に関わるものであること

**登録・掲載料** 無料

※詳しくは、市ホームページ(ID=1889)へ



## ものづくり企業に 関する情報を メールで配信中です

**配信内容** ものづくり企業に関する助成制度、展示会・講演会(セミナー)、その他産業に関する情報

**配信方法** メールで随時配信  
**費用** 無料

**申込方法** 市ホームページにある申請フォームから申し込み

**その他** 詳細は市ホームページ(ID=1887)へ



## しぶかわ企業進出促進補助金

市外から市内へ本社機能の移転や、オフィス進出をする企業を支援します。

**補助金の種類** ▷本社機能移転型=市外に本社機能を有する企業が、市内にその全部または一部を移転する場合に、移転に係る経費を最大1,000万円(補助率3分の2)を補助

▷オフィス進出型=市内に事業実態がなく初めてオフィスを設置する企業に、設置に係る経費に対し最大300万円(補助率3分の2)を補助

**(令和8年度からの変更点)**

▷パソコンやプリンターの購入費を補助対象経費に追加

▷「誘致重点業種」に該当する場合、補助金額への加算あり

**その他** 詳細は、市ホームページ(ID=8210)へ



## 展示会などへの 出展費用を補助

**対象** 市内で製造業を営む中小企業者 ※その他要件あり

**対象経費** 展示会などに出席するための次の経費

①小間料・ブース賃借料

②出展負担金

③展示装飾品

※令和8年度から主催者以外へ支払う経費も対象となります

**補助金額** 対象経費の2分の1の額(上限20万円)

**その他** 詳細は、市ホームページ(ID=4839)へ

